

千葉県報

定例
令和6年3月15日

主要目次

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一
令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	一
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
保安林の指定	一
令和五年千葉県告示第百八十八号の一部を改正する告示	二
特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))の採捕の停止をする場合に該当しなくなったと認める旨の告示	二
道路の供用開始	二
公有水面埋立免許	二
土砂災害警戒区域の指定(二件)	三
土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	三
都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定	九
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	一四
選挙管理委員会告示	一五
柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(三件)	一五
公安委員会告示	一五
警備員等の検定の実施(二件)	一七
警備員検定合格者審査の実施	一七
公告	一七
宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	一九
公共測量の実施(八件)	一九
都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧	二〇
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	二〇
都市計画公園の関係図書の縦覧	二〇
特定調達公告	二〇
落札者等の公告	二〇

規則

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第七号

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県環境保全条例施行規則(平成七年千葉県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号)第十九条第一項第一号に規定する特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している工場又は事業場から同項第二号に規定する公共用水域に排出される水の六価クロム化合物についての排水基準(同条例第二十条第一項に規定する排水基準をいう。)は、この規則の施行の日から六月間は、改正後の千葉県環境保全条例施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

千葉県告示第百五十二号

令和五年十二月定例県議会の議決を経た令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。
令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 決算の認定に関する議会の議決 認定
二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

千葉県告示第百五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備えて縦覧に供する。）

宝田四五	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田四四	成田市宝田及び松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田四三	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田四二	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田四一	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田四〇	成田市宝田及び松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宝田三九	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥一五	成田市南羽鳥及び長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥一四	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥一二	成田市南羽鳥及び北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥一一	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥一〇	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥九	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南羽鳥八	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第百六十四号

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）第三条第一項の規定により、土地の区域を次のとおり指定する。

なお、この告示は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	土地の区域
袖一	袖ヶ浦市久保田及び代宿の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖二	袖ヶ浦市神納、蔵波、久保田及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖三	袖ヶ浦市神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖四	袖ヶ浦市奈良輪及び坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖五	袖ヶ浦市坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖六	袖ヶ浦市坂戸市場及び神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖七	袖ヶ浦市神納及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖八	袖ヶ浦市大曾根及び野田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖九	袖ヶ浦市大曾根、勝及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一〇	袖ヶ浦市下泉及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一一	袖ヶ浦市永地及び下泉の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一二	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一三	袖ヶ浦市大鳥居の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一四	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域

袖一五	袖ケ浦市横田、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、戸国飛地及び百目木飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一六	袖ケ浦市三箇、野里、百目木、横田、堂谷及び戸国飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一七	袖ケ浦市高谷及び三箇の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域

備考

一 「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び君津土木事務所並びに袖ケ浦市役所に備え置いて縦覧に供する。

二 「災害危険区域等」とは、次に掲げる区域等をいう。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域

ロ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域

ヘ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域

ト 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第六項第一号ロに掲げる農地又は同法第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地に該当する土地の区域

チ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項並びに第二十五条の二第一項及び第二項に規定する保安林

千葉県告示第百六十五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、袖ケ浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和六年三月十五日

一 施行者の名称
袖ケ浦市
千葉県知事 熊谷 俊人

二 都市計画事業の種類及び名称
袖ケ浦都市計画下水道事業袖ケ浦市第一号公共下水道
事業施行期間
昭和四十九年十一月二十二日から令和七年三月三十一日まで

三 事業地
昭和三十九年十一月二十二日から令和七年三月三十一日まで

四 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第五号

令和五年十月三十日付けをもって柏市山境秀文から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。
令和六年三月十五日
千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第六号

令和五年十一月一日付けをもって柏市秋本かずみほか二名から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。
令和六年三月十五日
千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第七号

令和五年十一月二日付けをもって柏市矢澤英雄から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。
令和六年三月十五日
千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第九号

警備業法（昭和四十七年法律第一一七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。
令和六年三月十五日
千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利